

特典商品

子育て家庭優待事業に協賛

子育て支援積金

さらに

当金庫で児童手当を受給されているご家庭には



店頭表示
金利

10年0.1%

10年0.1%



明日は、キミの笑顔の中に。
子育て応援宣言。

はぐみん カード

子育て家庭優待事業
東海3県の協賛店舗で使えます。
毎月19日は子育て応援の日(はぐみんデー)



はぐみん

※すべての子どもたちにやさしさを※

なごや未来つ子応援制度
子育て家庭優待カード

ぴよか



有効期限/平成32(2020)年3月31日
東海3県の協賛店や全国共通ロゴマークのある協賛店で使えます。

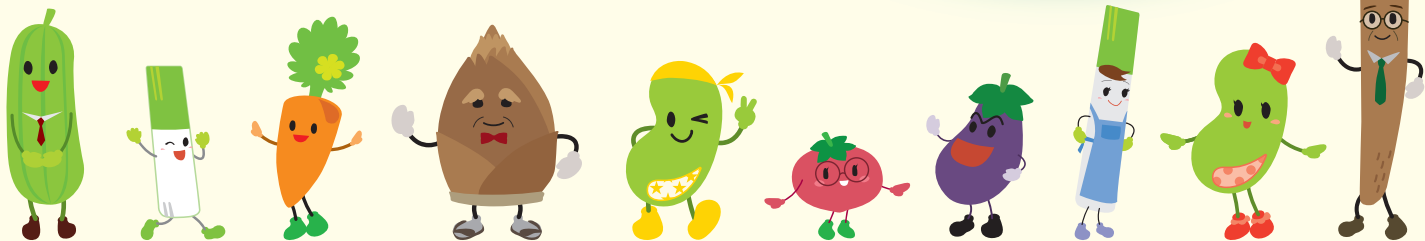
ぎふっこカード

有効期限 平成 年 月 日まで
※ただし、有効期限前に一番下のお子さんが満18歳になった場合は、最初に迎える3月31日で期限が切れます。

岐阜県 岐阜県(東海3県) 高岡県

岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業

18歳未満の子供を持つ家庭(妊婦の方を含みます)で、「はぐみんカード」または「ぴよかカード」「ぎふっこカード」の提示ができる方



尾西信用金庫
http://www.bi-shin.co.jp/

くわしくは



0120-102-305

平日9:00~17:30(無料) またはお近くの **びしん** の窓口へ



子育て支援積金商品概要



本商品は、愛知県、岐阜県の子育て家庭優待事業に当金庫が協賛し、特典として提供する商品です。

商品の種類	定期積金
掛込金額	毎月の掛金 10,000円以上 20,000円以下
契約期間	3年(36回)・4年(48回)・5年(60回)
販売対象者	18歳未満の子供を持つ家庭(妊婦の方を含みます)で、「はぐみんカード」「ぴよかカード」「ぎふっこカード」の提示ができる方
適用利率	預入時の店頭表示金利 十年0.1% さらに当金庫で児童手当を受給されているご家庭には 十年0.1% ※この定期積金を中途解約された場合は、解約時における普通預金利率が適用されます。満期日以降は、解約日における普通預金利率で計算した利息をお支払いします。 ※税金については、源泉分離課税の場合は、お利息に20.315% (国税 15.315% 地方税 5%)税金がかかります。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日にお近くの店舗またはコンプライアンス統括部(9時～17時30分、電話:0120-102-305)にお申出ください。 紛争解決措置 愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お申出先または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申出ください。
その他	・両親又はお子様名義での取扱いとし、1人1口座のみとさせていただきます。 ・預金保険の対象



尾西信用金庫

2019年4月1日現在